

## 平成29年度第3回尼崎市文化財保護審議会会議録の要旨

### 1 日 時

平成30年3月16日(金) 午後2時～4時

### 2 場 所

尼崎市立文化財収蔵庫 講座室 (南城内10-2)

### 3 出席委員及び欠席委員

出席委員	委 員 長	田 中 敏 雄
"	副 委 員 長	馬 田 綾 子
"	委 員	伊 達 仁 美
"	委 員	大 場 修
欠席委員	委 員	川 口 宏 海

### 4 出席した事務局職員

歴博・文化財担当課長	益 田 日 吉
歴博・文化財担当係長	楞 野 一 裕
歴博・文化財担当主任	伏 谷 優 子

### 5 第2回審議会会議録要旨確認

第2回尼崎市文化財保護審議会会議録要旨の内容を委員が確認、了承された。

### 6 議 事 等

議事1「平成29年度尼崎市指定文化財候補物件の答申について」

最初に、事務局から準備した答申文案について留意点を説明、読み上げ。

- ・答申文案の骨子となる資料概要については、平成28年度審議会の実物調査実施後に作成したものを基本にした。
- ・候補物件に関わる資料として平成29年度審議会で実施した木造阿弥陀如来立像(旧本尊)の調査と同仏像の指定文化財としての取り扱いの審議の結果をふまえた文章表現を目指した。

文案の検討が行われ、委員の意見や質疑応答。

「2 文化財の概要」の項目「(8) 時代」の表記について

- ・「2 文化財の概要」の項目「(8) 時代」の表記について、候補物件の裏書の年記は慶長6(1601)年であり、一般的な歴史の時代区分に基づき、江戸時代ではなく安土桃山時代に修正する。(事務局)
- ・光輪寺所蔵「顕如上人画像」の指定時には、どのような時代表記をしたのか。(委員)
- ・光輪寺の画像は文禄3年(1594)の裏書であり、安土桃山時代としている。(事務局)
- ・絵画としての指定だが、美術史の時代区分ではなく歴史の時代区分で時代を表記するのか。(委員)
- ・美術史ではどのような時代区分になるのか。(委員)
- ・美術史の時代区分は様式の変化に基づくので、必ずしも政権が変わるなど歴史上の画期と一致しない。江戸時代に入っても元和ぐらいまでは桃山の様式としてとらえられる。本画像の場合は美術史上では桃山時代に相当する。(委員)

- ・これまでの指定文化財の時代区分は、全て一般的な歴史区分で表している。(事務局)
- ・安土桃山時代の表記は、安土・桃山時代か、なかぐろ点なしの表記か。(委員)
- ・前例を確認したところ、光輪寺所蔵の「顕如上人画像」の指定時には、現在の答申書と異なる書式であり、文化財の概要に「時代」という項を設けていない。また、平成27年度に指定文化財に指定された「豊臣秀次朱印状」についての答申書は、現在と同じ書式であり、時代の項は安土桃山時代と表記している。(事務局)
- ・答申書については、審議会でのご意見を反映した書き方に改めており、近年は概要や説明等も詳しくなっている。不統一になっている表記も整理に努めている。(事務局)
- ・今回の候補物件は、年代が明確なので、時代の項に慶長6年(1601)と明記する方がよいのではないか。(委員)
- ・「2 文化財の概要」では項目を設け、何時代の文化財かを示し、次の「3 説明」で裏書に見える下付の年代を記述する構成にした。裏書の年記は正確に表現するのであれば本願寺からの下付の日となる。(事務局)
- ・画像の制作年代と下付の時期が離れる場合があるのか。(委員)
- ・本願寺の記録と末寺の記録から下付の遅れなどの事情が推測される場合もあるが、それほど大きく隔たることはないようである。(事務局)
- ・「2 文化財の概要」の時代の項に資料の年代を記載すると、複数の資料を一括資料として指定する場合には各資料の年代を列記することとなり、概要が煩雑になってしまうことも考えられる。(委員)

本願寺の東西分立の時期等、歴史的背景を示す表現について

- ・前回の審議会で、本願寺の東西分立という特有の状況下で慶長6年に下付された画像であること、あるいは西教寺のものが全体としてそのような特性を示すという意見があり、この点をどこまで答申書に表現するのかというところで苦心したと思う。「3 説明」の3段落で「顕如上人画像は顕如の子で東西の本願寺に分かれていく兄教如と弟准如が、それぞれ裏書をして門徒や末寺に数多く下付している。」という文章と、「4 指定文化財にすべき理由」で木仏との関わりでこの時期特有の状況が反映されているのではないかと記し、そのニュアンスを入れている。今後真宗寺院の本尊等を調査する上で、ベースマップの役割を意識しているのか。(委員)
- ・門徒の道場が本願寺の末寺へと変わる象徴的な事象として、寺号の下付と木仏の下付があり、寺号・木仏が同時に下付される場合も多いが、すでに寺号を得ている寺院に木仏が下付される場合もある。西教寺の場合は現在所在不明の享禄4年(1531)に下付された方便法身尊像の裏書では西教寺の寺号はなく、道場であったことがわかる。候補物件の「顕如上人画像」の裏書には慶長6年の年記と西教寺の寺号が記され、当時は寺号を得ていることが明らかである。さらに、画像下付の翌年にあたる慶長7年の下付と推定される木仏が現存していることは、西教寺が末寺化する動向を示すものとして注目される。現存する資料としてはこの慶長6年下付の画像が寺号を示すものとして最も年代が古い、寺号を得た年代を確定する資料を確認できなかった。そこで、「4 指定文化財にすべき理由」の文章では画像下付の翌年の木仏の下付を考え合わせるといった表現にした。(事務局)

絵画作品としての文化財的価値の表現

- ・「4 指定文化財とすべき理由」では17世紀初頭の真宗絵画という表現があるが、絵画の様式区分としては桃山時代なので、細かい表現ではないか。(委員)
- ・「2 文化財の概要」では一般的な歴史時代区分で安土桃山時代、「4 指定文化財とすべき理由」の説明では桃山時代と記すと表現が複雑になってしまう。(事務局)
- ・絵画として制作年代が明らかである点、光輪寺所蔵の顕如上人画像との様式の比較などの絵画としての価値を示す要素を表す表現がよいのではないか。様式を比較した変化は、17世紀初頭のような約50年の年代幅で示すより、明示する方がよいと思う。(委員)
- ・「3 説明」に記したように文禄3年(1594)の光輪寺所蔵の画像と候補物件の画像では像主の風貌に違いがあることを意識した文章にしている。しかし、全国的な調査・研究がまだ少ないこともあり、安土桃山時代を通じての様式の変化は捉えられていない段階である。光輪寺所蔵画像とのちがいを指摘するにとどめている。どちらも安土桃山時代の絵画であるが、16世紀末の光輪寺所蔵のものは眼光鋭い厳しい風貌、17世紀初頭の西教寺所蔵のものは穏やかな風貌ということを書いた。(事務局)

#### 17世紀初頭の真宗絵画の様相について

- ・「4 指定文化財とすべき理由」にある「17世紀初頭の真宗絵画の様相を示す貴重な文化財」の表現では、何を以って貴重と表現しているのか。(委員)
  - ・安土桃山時代にさかのぼる作品で、裏書で年代が明確になるという点が貴重であるという意味である。(事務局)
  - ・様相とまでは共通認識が形成されていないのではないか。(委員)
  - ・様相を検討する上で貴重な資料という方が適切である。(委員)
  - ・「4 指定文化財とすべき理由」は絵画としての指定なので、順番として絵画としての価値、さらに歴史的価値を述べる構成としたい。(事務局)
  - ・文言の中では真宗絵画の範囲をどのように想定しているか。(委員)
  - ・真宗寺院においては、木仏より名号や画像の下付が早く、木仏の定型化より御影など絵画の様式化が先行する。17世紀のこの時期でも様式化は見られるので、御影だけでなく本願寺から道場や末寺に下付される絵画類が含まれる。しかし、今回の答申書で説明があるのは先師御影のみである。(事務局)
  - ・「4 指定文化財とすべき理由」では、御影にしぼり、桃山様式の絵画であること、人物像に後世の手がほとんど加えられず当初の状態が良く残っていること、さらに制作年代が裏付けできるということを書き記述するのが適切であると思う。絵画としての保存状態の良さを文化財的な価値として記し、歴史的な資料としての評価とバランスを取る方がよい。(委員)
  - ・光輪寺所蔵の画像と比較して、制作年代が新しいこともあるが、保存状態が良く人物像が明瞭に見えるという点は、文化財として優れた点であると思う。(事務局)
  - ・制作当初の状態を良く伝えているという点が貴重である。(委員)
- 顕如上人画像の特徴の説明について
- ・顕如上人画像の特徴は、説明の文言の中では「穏やかな風貌で描かれている」というところか。(委員)

- ・この時期の画像は風貌が穏やかに描かれたものが見られる。(事務局)
  - ・「3 説明」の第2段落では「袈裟を着て上畳に右斜め向きに座り、・・・念珠を持つ姿に描かれた顕如上人画像で、通例の顕如の御影の像容である」とフォーマットを説明し、次の段落では裏書など歴史的資料の説明があり、次の段落の上人画像の下付の説明で尼崎市内の例を紹介し、そこで光輪寺の画像を比較作例として7年前の画像とのちがいで「穏やかな風貌」という特徴を示している。通例の像容の部分で特徴まで示すことはできないか。さらに後段で類例比較をして特徴や面白さがわかりやすく表せるのではないか。(委員)
  - ・「3 説明」の第2段落ではスタイル、人物がどのような姿、服装で描かれた肖像であるかという説明、後段ではすでに市指定文化財に指定した作品と比較した変化があるということを書いた。(事務局)
  - ・顕如の没後の時間軸で変化があると考えられるのか。(委員)
  - ・慶長の同じ時期の画像には西教寺の画像と非常によく似た「穏やかな風貌」に描かれた御影が確認できる。同じ画家が描いた可能性もあるが、時期的な変化は見られる。(事務局)
  - ・その点を答申書の文言に盛り込むことはできないか。(委員)
  - ・顕如上人画像の作例については膨大な数に上ると推定されるが、全国的な調査・研究、その成果に関する情報は十分ではない。尼崎市域に現存する安土桃山時代の作例を比較してその特徴を示す表現に留めている。「4 指定文化財とすべき理由」で、17世紀初頭としたのは、16世紀末の光輪寺の画像とはちがう「穏やかな風貌」を示す慶長期によく見られる画像という意味あいだが、慶長期と限ってしまうと次の元和期とのちがいがあのように解釈される。そこで17世紀初頭として慶長元和を含めた表現にした。寛永7年(1630)の准如の没後は、准如御影の下付が始まるので、顕如御影については17世紀初頭で表現できると考えられる。(事務局)
- 参考文献について
- ・参考文献が『立花志稿』1点のみの記載だが、「3 説明」の中で、「・・・と伝えられる」などの表現となっている箇所が複数あるので、より細かくその典拠を記載した方がよいのではないか。(委員)
  - ・現在所在不明となっている「方便法身尊像」の裏書や、明治12年の寺院明細帳(立花村)など、西教寺の歴史に関する基本資料が掲載されており、最も詳細な記述があるのは『立花志稿』である。『尼崎市史』なども同書の資料を用いており、また、尼崎市域の真宗寺院の動向について記した論考や事典類はあるものの、西教寺の移転の時期等、寺史に関しては確証が得られない状況である。そこで、現在、基本資料となっている『立花志稿』のみを記載した。(事務局)
  - ・「3 説明」では、『立花志稿』から「方便法身尊像」裏書を引用し、続けて「定専坊末で会ったことが知られる」と記しているが、文章が長く文意がわかりにくい。(委員)
  - ・審議会から教育委員会に提出する答申書の形式について確認しておきたい。参考文献まで示したものが教育委員会に出されるのか。(委員)
  - ・答申書に定型の書式はなく、各審議会での審議に沿ってそれぞれの形で答申を出し

ている。本審議会の答申はこれをふまえて教育委員会に市指定文化財の指定について議案という形で提出している。議案の書式は定められているが、答申書については議案の説明資料として添付し、参考資料として写真も提示する。本審議会では平成26年度の審議で、答申の判断の根拠を示すことが望ましいという意見があり、答申書に参考文献を記載する形になった。(事務局)

これまでに意見が出された問題点の整理と文章の修正作業。

「2 文化財の概要」の項目「(8) 時代」の表記

- ・安土桃山時代とする。

「3 説明」の第5段落の西教寺の歴史の記述

- ・構成は変えずに、主語を示す文言や寺号を得た時期や移転の時期は不明であるという文言を補って、分かりやすい文章にする。

「4 指定文化財とすべき理由」

- ・絵画としての文化財的価値を、制作当初の状態を良く伝える17世紀初頭の真宗絵画の遺品として表現する。
- ・資料自体の文化財的価値の記述と歴史的背景との関連での評価の記述の間に改行を入れ、構成が分りやすいようにする。
- ・木仏との関連で歴史的な背景を述べる箇所では、候補物件を示す文言は「本画像」に改める。また、画像に下付年代を示した上で、その翌年のこととして木仏下付を示す表現に改める。主語を補い、長い文章を分かりやすく改める。

答申文案の修正点を確認した上で、委員長が答申文の内容について各委員に諮り、全員の了承により答申文案が決定。委員長から、教育委員会に提出する答申書の作成を事務局に指示。

報告「最近の文化財保護行政について」

事務局から、旧小阪家住宅の県指定文化財への指定、日本遺産申請準備会への参加、現在開会中の市議会で審議中の平成30年度当初予算のうち文化財関係事業の概要について説明。

委員からは、旧小阪家住宅の移築に至る経緯や今後の活用について質問があり、事務局から説明。

以上で審議を終了、委員は答申書の確認。

## 7 答申書提出

田中委員長から「平成29年度尼崎市指定文化財の指定について(答申)」を教育委員会に提出。

以上